

南丹市告示第214号

南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月30日

南丹市長 西村 良平

### 南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の魅力の発信を通じた観光の振興を図るため、体験型観光コンテンツの開発に関する事業に取り組む者に対し、予算の範囲内において南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則（平成18年南丹市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「体験型観光」とは、季節、自然、農産物、食、田舎、文化、歴史、人等本市の地域資源を活用し、体験プログラムを通じて、来訪者が市内に滞在し、本市の魅力を体感できる観光の形態をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、体験型観光コンテンツを開発し、自ら実施する個人又は法人若しくは団体であって、次の各号の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所若しくは店舗を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等に南丹市暴力団排除条例(平成23年南丹市条例第26号)第2条第4号に規定する暴力団員等を有する事業者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において行う事業であること。
- (2) 単なる施設整備、イベントの実施又は情報発信のみを目的とした事業ではないこと。
- (3) 事業の目的、内容及び効果が補助金の目的を達成するものであること。
- (4) 翌年度以降も事業の継続が見込まれるものであること。
- (5) 行政庁等の許可等が必要な場合は、当該許可を受けられることが確実に見込まれる事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。

2 補助金に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第7条 補助金の交付は、1事業者当たり1回とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の概要がわかる資料(パンフレット、見積書等)
- (2) 申請者に市税の滞納がないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金変更交付決定通知書(様式第2号)により申請者に交付の決定を通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わない旨を決定したときは、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第10条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる交付申請の内容に変更が生じる場合は、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に変更に係る関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容に変更がある場合
- (2) 補助金額に増額又は2割以上の減額が生じる場合
- (3) その他特に重大と認められる変更が生じる場合

2 前項による事業内容の変更又は補助金の額の変更承認決定は、前条の規定を準用する。

(交付決定前の事前着手)

第11条 申請者は、やむを得ない事由がある場合を除き、補助金の交付決定前に事業に着手してはならない。ただし、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金事前着手届出書(様式第5号)を市長に提出したときは、この限りでない。

(概算払)

第12条 市長は、補助対象者から南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金(概算払・精算払)請求書(様式第6号)により補助金の概算払の請求を受けたときは、第8条により交付決定した補助金額の全部又は一部について概算払をすることができる。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、交付対象事業が完了したときは、当該事業完了日から起算して30日以内又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施した事業の状況がわかる写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、内容を審査し交付金の額を確定し、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助対象者は、南丹市体験型観光コンテンツ開発事業補助金(概算払・精算払)請求書(様式第6号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第 16 条 市長は、補助対象者が交付対象事業を実施する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 交付を決定した事業を実施しなかったとき。

(2) 補助金を交付決定した事業以外のものに使用し、又は交付決定の際に付した条件に反したとき。

(3) 虚偽の申請又は報告をしたとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、交付の決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類等)

第 17 条 補助対象者は、交付対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 経 費 区 分   | 補助対象経費                  |
|-----------|-------------------------|
| 消 耗 品 費   | 消耗品等の購入費用(材料費を除く)       |
| 備 品 購 入 費 | 体験に必要な機材等の購入費用          |
| 印 刷 製 本 費 | 宣伝用のチラシ、解説用パンフレット等の作成費用 |
| 委 託 料     | 専門的知識を有した事業者等への委託費用     |
| 工 事 請 負 費 | 設備整備工事に係る費用             |
| そ の 他 経 費 | その他市長が認める費用             |